

## 庁内イントラネットパソコン・ステッカー広告掲載事業仕様書

庁内イントラネットパソコン（ステッカー）への広告掲載事業者を次のとおり募集します。

### ○募集物件等について

名 称	庁内イントラネットパソコン（ステッカー）	
内 容	市職員が業務に使用する庁内イントラネットパソコン本体等の、キーボード下部や天板の空いたスペースに、広告ステッカーを貼付するもの。	
仕 様	広告	<p>【掲載面・位置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙のとおり</li> </ul> <p>【広告ステッカー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン本体に貼付するので、耐熱性に優れたものを採用すること</li> <li>・令和5年度はパソコン本体の更新（入れ替え）を予定しているため、貼り直し可能なものを採用すること</li> <li>・ステッカーを剥がしたときに、下地（ステッカー痕）が残らないものを採用すること</li> <li>・ステッカーは、剥がす際に撤去しやすいものを採用すること</li> <li>・常時ステッカーに手が触れることが想定されるため、品質の劣化等防ぐための表面加工を施すこと</li> </ul> <p>【枠数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1台1枠</li> </ul> <p>※ 原稿枠内に、<b>広告</b>の表示を明記してください。</p> <p>※ 原稿枠内の下部5mm内に、市からの連絡事項の掲載をお願いする場合があります。</p> <p>※ 広告掲載位置等の詳細は別紙のとおり</p>
	表示台数	約6,500台（ステッカーは破損時に備えて7,000枚を準備していただきます）
	表示サイズ	縦60mm×横100mm
	表示期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）</li> <li>・なお、ステッカーの配布等の関係から、掲出開始は4月1日から2週間程度遅れる可能性があります。</li> </ul>
	ステッカー貼付方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告代理店は、市が指定する期日までに必要部数のステッカーを納入してください。</li> <li>・ステッカーは、市職員が貼付します。</li> </ul>
	セールスポイント	内部端末用のノートパソコンのほか、今回から新たに持ち運びが可能なモバイルパソコンにも貼付するため、市職員に限らず、第三者への広告効果が期待できます。

その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告主の選定の際は、事前に市へご相談ください。</li> <li>・ 広告ステッカーの素材は、市と協議が必要です。</li> <li>・ 広告内容及びデザインについては、内容により修正をお願いする場合があります。</li> <li>・ 広告掲載期間中に、広告内容が不適切になったと市が判断する場合、広告内容の変更をお願いすることがあります。</li> <li>・ 公務に支障が出る場合等、パソコン利用者の事情により一部の広告ステッカーを撤去する場合があります。</li> </ul>
広告掲載が好ましくない業種・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北九州市広告掲載要綱及び北九州市広告掲載基準に準ずるものとし（内容・デザイン等については事前審査をします。）。</li> </ul>
入稿日 入稿方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告ステッカーの年度途中更新は最大2回まで可能です（当初及び年度途中2回の計3回まで可）。</li> <li>・ 広告主候補について、市が定める期日までに報告してください。</li> <li>・ 報告を受け市が審査した結果、広告主として認められた場合は、広告事業者側で広告ステッカー原稿を作成し、市へ提出してください。</li> <li>・ その原稿が市から認められた場合は、市が指定する単位で広告ステッカーをまとめ、封入して納入してください。</li> </ul>

※ 広告用ステッカーの作成にかかる費用等、広告掲載に係る費用は事業者の負担となります（パソコンへの貼り付け作業については本市で行います。）。

※ 提案価格には上記費用を含んでおりません。

#### ○申込みについて

申込対象	広告代理店
申込方法	<p>別途「庁内イントラネットパソコン・ステッカー広告掲載事業募集要項」に記載。</p> <p>募集要項等の配布については本市ホームページの「広告事業者の募集」ページからダウンロードしてください。</p>
申込締切	令和5年1月25日(水)午後5時15分まで
申込み先	<p>デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課 担当：早田、田口 〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号（小倉北区役所庁舎西棟3階） TEL：093-582-2827 FAX：093-582-1061 E-mail：digi@city.kitakyushu.lg.jp</p>

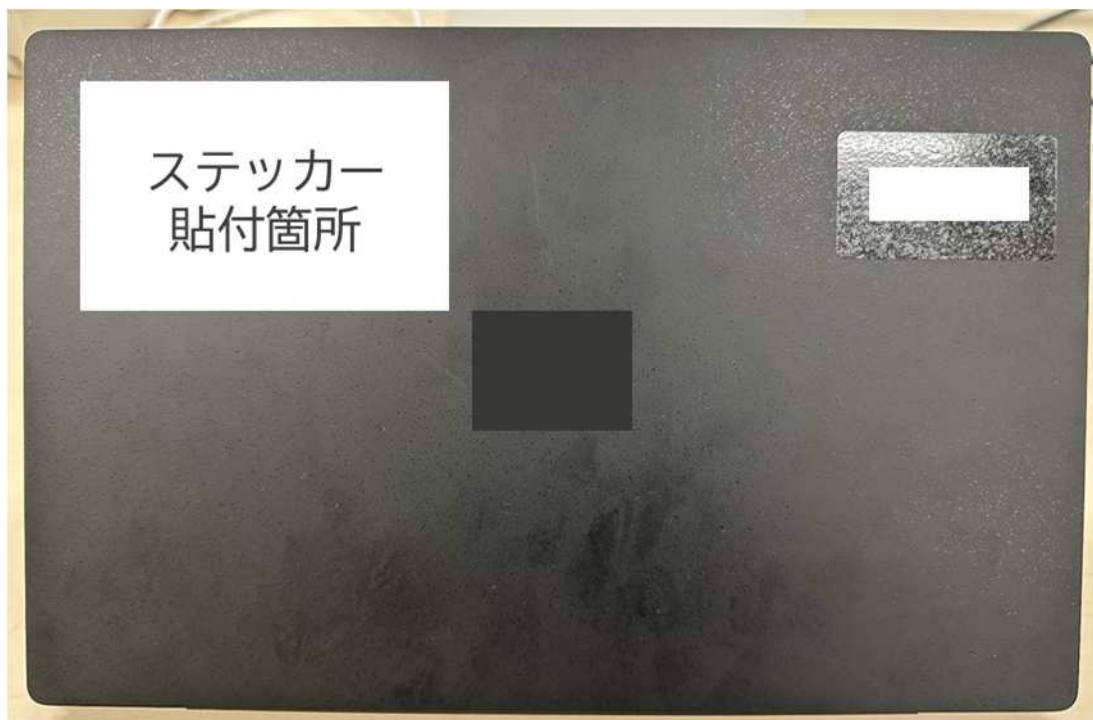
【広告表示イメージ】

①ノートパソコン



- ・職員が使用するノートパソコンのキーボード下部（白色部分）に広告ステッカーを貼り付けます。

②モバイルパソコン



- ・職員が使用するモバイルパソコンの天板（白色部分）に広告ステッカーを貼り付けます。